

令和6年度随意契約一覧表【福祉部】

令和6年4月1日から令和6年6月30日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
広域福祉課	令和6年度イーサネットVPN回線利用契約（移譲事務用）	令和6年4月1日	株式会社オプテージ	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	580,800	富田林市役所と南河内広域事務室をLANで結ぶための通信回線サービスである。 移譲事務に必須の事業者管理・手帳発行及びGISの各システムサーバを富田林市役所内サーバーームへ設置しており、このような通信回線サービスを契約し、LAN接続することが必須である。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	機器の導入業者であり、本市の機器の設定や構成・配線等を熟知し、障害発生時等に迅速に対応することが可能なため。
広域福祉課	令和6年度イーサネットVPN回線利用契約	令和6年4月1日	株式会社オプテージ	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	580,800	富田林市役所と南河内広域事務室をLANで結ぶための通信回線サービスである。 富田林市の財務会計システム等の各システムやインターネット、電子メール及びセキュリティシステムを利用するためには、このような通信回線サービスを契約し、LAN接続することが必須である。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	機器の導入業者であり、本市の機器の設定や構成・配線等を熟知し、障害発生時等に迅速に対応することが可能なため。
広域福祉課	令和6年度 障がい者手帳交付システム保守業務	令和6年4月1日	株式会社内田洋行 大阪支店	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	891,000	本契約は平成24年1月から始まった本市をはじめとした三市二町一村共同処理による障がい者手帳交付システムの稼働メンテナンスを委託するものです。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの導入業者であり、本市のシステムの内容や運用設定・機器の接続構成を熟知し、また、障害に対応した技術情報を備えており、迅速な障害対応を含む本業務の履行が可能のため。
広域福祉課	介護保険事業者及び障害福祉サービス指定事業者等管理システム改修業務（令和6年度法改正・報酬改定対応）	令和6年4月1日	株式会社アスピラント	令和6年4月1日 ～ 令和6年4月30日	1,654,400	本契約は平成24年1月から、本市をはじめとした三市二町一村で共同処理を行っている介護保険法による事業者指定事務及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による事業者指定事務について、令和6年度法改正及び報酬改定に対応可能となるようそれぞれの事業者管理システムの仕様変更を行うものです。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。
障がい福祉課	令和6年度 手話奉仕員養成講座業務	令和6年4月1日	社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会	契約日 ～ 令和7年3月31日	1,025,000	地域生活支援事業における市町村必須事業である、手話奉仕員養成講座を開催し、市民に手話の啓発・周知を行います。また、聴覚障がい者の第一言語である手話を広く市民に広めて、聴覚障がい者が社会参加しやすい社会の構築を目指します。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	意思疎通支援事業は市町村の必須事業として位置づけられており、平成31年1月に富田林市手話言語条例が施行されたこともあり、手話の啓発活動や周知に結び付けるべく、担当課が直接委託契約をしております。実施にあたっては、長年、指定管理者として事業を担ってきた経験と実績を鑑み、また、他に事業受託できる団体がいないため。
障がい福祉課	令和6年度障害児給付費審査支払事務	令和6年4月1日	大阪府国民健康保険団体連合会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	1,586,640	障害児給付費に関する費用の請求に係る審査支払事務（指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者から所定の期日までに、市の電子機器に備え付けられたファイルに記録された障害児給付費について、その内容を審査し、市が支給決定した後、当該指定事業者等に対して、障害児給付費の支払いを行う業務）	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	大阪府国民健康保険団体連合会以外、事務ができる団体はなく、事務の性質上、上記の業者が事務を担ってきた経過があり、当該事業者が事務を適切に実施できるものと考えられるため。
障がい福祉課	令和6年度障害児給付費審査支払事務	令和6年4月1日	大阪府国民健康保険団体連合会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	2,403,170	障害児給付費に関する費用の請求に係る審査支払事務（指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者から所定の期日までに、市の電子機器に備え付けられたファイルに記録された障害児給付費について、その内容を審査し、市が支給決定した後、当該指定事業者等に対して、障害児給付費の支払いを行う業務）	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	大阪府国民健康保険団体連合会以外、事務ができる団体はなく、事務の性質上、上記の業者が事務を担ってきた経過があり、当該事業者が事務を適切に実施できるものであるため。
障がい福祉課	令和6年度 富田林市障がい支援区分認定調査業務	令和6年4月1日	社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 他11者	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	1,733,600	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法第123号）の規定に基づく障がい福祉サービスを利用する際、同法第21条に規定する障がい支援区分認定が必要であることから、同法第20条第2項の規定に基づき指定一般相談支援事業者等へ業務委託し、障がい者等に関する認定調査を行うものです。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	この業務を効率的かつ効果的に実施するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法第123号）第二十條第二項の規定する厚生労働省令で定める指定一般相談事業者等と同業者が該当するため。
生活支援課	生活保護等版レセプト管理クラウドサービス	令和6年4月1日	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	2,477,640	生活保護受給者の医療診療レセプトデータを管理するためのクラウドシステムに係るサービス利用料	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。
生活支援課	生活保護電算処理システム保守点検業務	令和6年4月1日	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	1,100,550	生活保護電算処理システム保守点検委託業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。
増進型地域福祉課	令和6年度 富田林市市民後見人活動等支援事業業務	令和6年4月1日	社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	856,350	誰もが地域で安心して暮らすことをめざす地域福祉活動として、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力が十分でない人の生活を身近な立場で支援し、後見活動を行っていく市民後見人が適切に活動できるよう支援する。また、日常的な相談支援、専門家や関係機関へのつなぎ支援、養成講座やバンク登録者研修会への参加などを行う。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	日常生活自立支援事業等の権利擁護を実施し、市民後見人と関係が深い専門的なノウハウを有しており、様々な制度及び関係機関とのネットワークによるつなぎ・調整が円滑に行うことが可能なため。

令和6年度随意契約一覧表【福祉部】

令和6年4月1日から令和6年6月30日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
増進型地域福祉課	令和6年度 権利擁護人材育成事業（市民後見人の養成等）	令和6年4月1日	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	652,000	市民後見人養成講座として基礎講習、実務講習を実施し、講座修了者の市民後見人バンク登録を行うとともに、家庭裁判所から市民後見人推薦依頼があった際には、受任調整会議を実施する。また、円滑な市民後見活動をサポートするため、バンク登録者研修会・懇談会、受任者研修会・懇談会、弁護士等による専門相談体制等を整備する。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業の実施にあたり、大阪府と府下22市町が共同で上記法人に委託することにより、講師謝礼や会場使用料などが本市単独で実施するより大幅に抑えることができることに加えて、本事業が先進的な事業であり、この事業を受託し十分に実施できるノウハウをもつ相手方が府下では上記法人しかいないため。
増進型地域福祉課	富田林市生活困窮者自立相談支援事業業務	令和6年4月1日	社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	21,413,810	本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とするもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題につき、生活困窮者の相談支援を行い、自立の促進を図ることを目的とするものです。 （社福）富田林市社会福祉協議会は、これまで本市の福祉行政全般に深く関わりがあり、また、生活困窮を含む各種相談を受けるコミュニティソーシャルワーカーについても同法人が本市の委託先として実績があるため。
増進型地域福祉課	富田林市物価高騰対応支援給付金事業事務支援業務	令和6年6月26日	株式会社アイ・エヌ・ジー・ドットコム	契約日の翌日 ～ 令和6年9月30日	5,144,865	令和6年度の個人住民税において新たに住民税均等割非課税となる世帯、並びに新たに住民税均等割のみ課税となる世帯の世帯主に各10万円を給付し、さらに、そのうち18歳以下の児童と生計を同一にする世帯にあっては、子ども一人当たり5万円を加算して支給する事業の事務を支援する。業務内容は、コールセンターや窓口の設置、書類の申請受付から審査等を行うもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	令和6年度に新たに非課税世帯・均等割のみ課税世帯となる世帯に給付金を支給する事業について、早期に実施する必要があるため、準備期間の都合上、競争入札に付す時間の余裕がないため。